

路外駐車場管理規程（変更）届出書

令和 年 月 日

（あて先）富士市長

駐車場管理者の
氏名又は名称及び住所
（電話番号）

駐車場法第13条第1項（第4項）の規定により、管理規程について、次のように届け出ます。

路外駐車場の名称	
路外駐車場の位置	富士市
供用開始日 （変更適用日）	令和 年 月 日

管理規程の変更内容については、次のとおりです。

変更事項	<ul style="list-style-type: none">路外駐車場の名称路外駐車場管理者の氏名路外駐車場管理者の住所路外駐車場の供用時間駐車料金駐車することのできない自動車供用契約付帯業務その他（ ）	
変更内容	変更前	
	変更後	

※管理規程の届出は、路外駐車場の供用開始又は変更から10日以内に行うこと。
管理規程を添付すること。